

仕 様 書

1 件名

MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

受注者事務所等

4 MINATOビジョンの概要

MINATOビジョンは区の総合計画であり、3種類の冊子及び啓発動画（以下「冊子及び動画」という。）で展開する。本編を基本資料としつつ、目的や対象に応じて内容や表現を調整するものとする。既存の計画の形式に捉われず、ターゲット層を戦略的に設定し、それぞれの媒体の構成を工夫することで、誰にでも伝わりやすく、多くの人の目に触れるコンテンツとなるように心がけて業務にあたること。

なお、ページ数及び動画の尺は想定であり、コンテンツの構成等により増減する可能性がある。

(1) 本編（約300頁）

現行の「港区基本構想」及び「港区基本計画・港区実施計画」を統合した区の総合計画であり、「MINATOビジョン」とは、本編を指す。2040年代の港区の将来像を冒頭に掲げ、区の現状や課題のほか、政策・施策の概要を体系的に示し、区政運営の方向性を示す冊子とする。現行の「港区基本計画・港区実施計画」における政策や施策のページなど、同様の構成を示す内容については、同一のテンプレートを用い、冊子としての統一感を出すことを想定している。

(2) 概要版（約8頁）

本編の内容を簡潔にまとめたものであり、主に区民等への説明資料として活用するものである。単なる本編の縮小版とするのではなく、多くの人に手に取ってもらえるよう、デザインや構成にも工夫を凝らし、親しみやすく分かりやすい冊子とする。

(3) 啓発冊子（約30頁）

MINATOビジョンの根幹となる理念や考え方を広く周知・啓発することを目的とする。本編や概要版の記載事項に基づきながらも、そのイメージや理念を伝える目的で作成するものとし、従来の自治体の計画に捉われずにコンテンツ化すること。

(4) 啓発動画

MINATOビジョンの理念やキーワードを、視覚的・聴覚的に印象づけるコンセプト映像とする。動画の尺は、15秒程度のもの、1分程度のものの2本を想定している。

5 業務内容

MINATOビジョンに関する冊子及び動画について、紙面デザインの提案からレイアウト設計、実際の紙面配置までを含む、紙面構成に係る一連の業務を行うこと。「MINATOビジョン」に掲載する本文（文章）は発注者が作成し、テキストデータを提供することとし、本文の執筆は本業務に含まない。ただし、本文の配置やフォントデザイン等のデザイン要素は本業務を含む。

また、啓発冊子及び動画のコンテンツ化にあたり、本文以外の文章（例：キャッチコピー、漫画のセリフ等）を新たに使用する場合は、受注者が文章案を提示するものとする。

なお、冊子及び動画作成に必要な写真、絵、音楽等は、受注者が用意するものとし、有料素材を使用する場合は、本委託料にその費用を含むものとする。なお、発注者が所有する写真等の素材は、協議の上、受注者に提供することができる。

(1) 業務計画書の提出

契約締結後、総括責任者、業務従事者及びスケジュールを記載した業務計画書を速やかに提出すること。「6 スケジュール」を参考に、短期間での作業や複数回の校正に対応できる体制を組むこと。

(2) 冊子及び動画の目的・対象に応じた構成案の企画・提案・調整

MINATOビジョンとして展開する冊子及び動画について、統一感を持たせた上で、目的や対象者に応じた構成方針を整理し、内容の伝達効果を高める構成案を企画・提案すること。企画においては、冊子及び動画間だけでなく、区の広報誌との連携等、効果的な発信手法を用い、広く認知されるものとなるようにすること。

冊子及び動画のデザインや構成、方向性については、発注者（発注者が別途契約する関係事業者を含む。）と調整し、決定するものとする。打合せは、本編の文章確定前から、想定される文量や章構成に基づき検討を進めるものとする。

(3) 各冊子の紙面デザイン

ア 紙面構成に関する打合せ・調整業務

発注者との打合せを通じて構成案やデザインの方向性を確認し、適宜調整を行うこと。

イ 表紙・本文のレイアウト設計（フォント、色彩、余白、図表配置等）

視認性・可読性・デザイン性に配慮し、フォントや色彩、余白、図表の配置等を含むレイアウト設計を行うこと。

ウ デザインデータの作成および修正対応

レイアウト設計に基づき、印刷・公開に適したデザインデータを作成し、必要に応じて修正対応を行うこと。

エ 納品用データの作成

最終的な紙面構成に基づき、原則、Windows上で稼働するAdobe Illustrator、Adobe InDesignを使用してデータを作成すること。

(4) MINATOビジョン啓発動画作成

ア 構成・演出の工夫

MINATOビジョンの理念やキーワードを、視覚的・聴覚的に印象づけるコンセプト映像として、動画を編集すること。編集に当たっては、動画の構成や演出について発

注者に提案し、承諾を得ること。動画の尺は、15秒程度のもの、1分程度のものの2本とする。

- ・構成や演出に係る提案
- ・区内の風景・人々・活動などの映像素材の活用
- ・色彩・フォント・動きなどのデザインの演出

イ BGM・効果音の挿入

動画にはBGMを挿入し、場面に応じた効果音等を活用すること。

ウ テロップ・アニメーションの挿入

視覚的に訴える演出として、キーワードやメッセージをアニメーションや動きのあるテロップで表現すること。

エ 字幕・手話ワイプの挿入

発注者の指示に応じて、字幕や手話ワイプを挿入する場合は、対応すること。

オ SNS・WEB向け最適化

YouTube等での再生を想定し、サムネイル画像の作成、スマートフォンでの視聴に配慮した画面設計、短時間で印象を与える構成とすること。

カ 校正

校正を1回以上行うこと。校正用データは原則として成果物と同等のものとする。

(5) MINATOビジョンロゴの作成

冊子等に統一で使用する、MINATOビジョンのロゴを作成し、発注者に権利が帰属する形式により商標登録を行うこと。

また、作成したロゴについて、受注者はロゴ使用ガイドラインを作成すること。ロゴがMINATOビジョンの象徴として各種媒体において一貫性をもって活用できるよう、実務上使いやすいガイドラインとすること。

なお、商標登録にかかる費用は本委託料に含むものとする。

6 スケジュール

別紙「MINATOビジョン策定スケジュール案」のとおり。

MINATOビジョンの作成に係る部分は赤枠、本業務に直接関係する部分はピンク枠で示し、履行期間内の流れを共有するために、全体像を掲載している。

素案まではWordで文字のみを作成し、その文案をもとに、MINATOビジョン(案)の作成時までにデザインを完成させること。

7 成果物

成果物は、DVD-Rその他の記録媒体に保存した上で、納品するものとし、具体的な媒体については契約締結後に協議の上決定する。

8 著作権

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料お

よびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、改変は必要最低限で行うものとし、大幅に改変する場合は、事前に受注者へ通知するものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

9 支払方法

履行確認後、受注者からの請求に基づいて一括で支払う。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9（1997）年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 受注者が納品した成果品に、社会通念上重大なデザイン上の瑕疵が認められた場合には、契約期間外であっても、発注者の求めに応じて速やかに無償で修補・再作成等の対

応を行うこと。

11 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 その他

この仕様書並びに契約事項に定めのない事項及び業務上疑義が生じたとき、不測の事態が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

13 問合せ

企画経営部企画課企画担当

電話：03-3578-2091 FAX：03-3578-2034